

# 「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」の概要

## 総則的な事項

**目的** ごみのないきれいなまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、市民及び来訪者が快適に過ごすことのできる「きれいなまち宇都宮」を協働して実現し、もって市民の良好な生活環境の維持に資することを目的とする。

### 基本理念

◎市民が自らの住むまちに愛着を持ち、住んで良かった、これからも住み続けたいと思うことができ、次の世代に誇りを持って引き継ぐことのできる「きれいなまち宇都宮」の実現を目指し、市民一人ひとりが周囲の人々を思いやる心を持って行なうこと。  
◎来訪者が快適に過ごすことができ、来て良かった、もう一度訪れたいと思うことのできる「きれいなまち宇都宮」の実現を目指し、市民一人ひとりがおもてなしの心を持って行なうこと。  
◎市、市民等、事業者及び所有者等が、「きれいなまち宇都宮」の実現を目指し、それぞれの責任を自覚の上、相互に協力して、連帯意識を高めながら、協働して行なうこと。

#### 市の責務

必要な施策を策定し、実施しなければならないこと。

#### 市民等の責務

主体的かつ積極的な活動を推進し、市が実施する施策に協力しなければならないこと。

#### 事業者の責務

主体的かつ積極的な活動を推進し、市が実施する施策に協力しなければならないこと。

#### 所有者等の責務

土地、建物及びその周辺の区域の清潔を保ち、市が実施する施策に協力しなければならないこと。

## ごみのないきれいなまちづくりに関する施策の推進

### 意識啓発

ごみのないきれいなまちづくりに関する意識の啓発に努めること。

市が

市民等、事業者、所有者等に対して

事業者が

従業員、消費者に対して

公共の場所の管理者が

利用者に対して

### 市民協働

市が行なう事業

市民等及び事業者の自主的な参加と協力を求める

市

活動の支援

「ごみのないきれいなまちづくり」を推進する地域組織

**表彰** 著しい功績のあると認められる者又は模範となる優良な事例を表彰する。

## ごみのないきれいなまちづくりのための取組及び市の措置

### 全市民

不法投棄・ポイ捨てを行なわないこと。

### 犬等の飼い主

飼い犬等を連れ歩く際には排泄した汚物を適切に処理すること。

### 自動販売機管理者

ごみ箱の設置とその適正な管理を行なうこと。

### 所有者等

◎不法投棄の未然防止措置を取ること。  
◎不法投棄されたら原状回復すること。

### 喫煙者等

◎喫煙者は携帯用吸い殻入れを携帯すること。  
◎自動車運転者は車内にごみ箱等を設けること。

違反した場合には、指導、勧告、事実等の公表を行なう。

違反した場合には、指導を行なう。

努力義務

## 重点地区の美化推進

### 重点地区の指定

ごみのないきれいなまちづくりのために、特に美化を推進する必要がある地区を、美化推進重点地区に指定する。

### 重点地区の美化推進

◎地区内ではごみはごみ箱へ捨てる又は自宅等へ持ち帰ること。  
◎飼い犬等を連れ歩く際には、排泄した汚物を自宅へ持ち帰ること。

違反

### 警告及び過料

違反者には警告し、警告に従わない場合には過料2千円を科すこと。  
※違反者を罰することが目的ではなく、警告に威力を持たせ、過料によるPR効果や抑止効果を最大限に活かす。

## 近隣迷惑の防止

### 近隣迷惑の防止

所有者等は、土地・建物が「ごみ屋敷」状態、「樹木の繁茂」、「廃屋」状態になり近隣の良好な生活環境が害されないよう適正に管理しなければならないこと。

### 命令

以下3つを全て満たす場合は、市長は所有者等に対して、必要な措置を講ずることを命ずることができること。  
◎土地・建物において廃棄物等が衛生動物や悪臭の発生、交通障害、飛散、流出、倒壊、火災の原因の状態にあるとき。  
◎近隣に居住し又はそこで活動する相当数の市民の生命・身体・健康・財産に差し迫った危険があると認められるとき。  
◎他の法令による手段では、その危険を除去できないとき。

### 意見聴取

あらかじめ宇都宮市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴くこと。

必要な措置を講じない場合、行政代執行法適用へ

### 立入調査

条例の施行に必要な範囲で関係者に質問及び立入調査を行なうこと。

### 委任

条例施行のために必要な事項を市長が定めること。